

松田町告示第51号

松田町住宅用火災警報器設置補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月1日

松田町長 本 山 博 幸

松田町住宅用火災警報器設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）の設置拡大と火災の被害を最小限に食い止めることを目的として定めた住宅用火災警報器設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、住宅用火災警報器の定義は、火災により発生する煙や熱を感知し、音や音声により警報を発して火災発生を知らせる機材をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する警報器を設置した者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に住所を有すること

(2) 町税等を滞納していない者

(3) 松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、令和5年4月1日以降に警報器を購入した費用又は購入及び設置した費用のうち、次に

掲げる各号すべての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象者が所有し、かつ、居住する住宅であること。
- (2) 平成18年5月31日までに建築された住宅に住宅用火災警報器を設置するものであること。
- (3) 住宅用火災警報器設置日以前において、当該住宅に住宅用火災警報器が設置されたことがないこと。
- (4) 設置する住宅用火災警報器が、国家検定合格品であること。

(補助金の交付)

第5条 町長は、予算の範囲内において、前条に規定する補助の対象となる経費について、対象者に補助金を交付する。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、1軒において1回とする。

(補助金の額)

第6条 前条第1項の規定により交付する補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、5,000円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、設置した日の年度末までに松田町住宅用火災警報器設置補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、町長へ提出しなければならない。

- (1) 警報器の設置に係る領収書の原本又は写し
- (2) 第4条に規定する機能が確認できる取扱説明書の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定及び通知)

第 8 条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、松田町住宅用火災警報器設置補助金交付（不交付）決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、申請者に条件を付することができる。

（補助金の請求及び交付）

第 9 条 前条に規定する交付決定の通知書を受けた申請者は、松田町住宅用火災警報器設置補助金請求書（第 3 号様式）により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該申請者に補助金を交付するものとする。

（状況等の調査）

第 10 条 町長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し警報器の設置状況について調査することができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 11 条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、町長は、松田町住宅用火災警報器設置補助金交付決定取消通知及び補助金返還命令書（第 4 号様式）により、当該交付決定を取り消し、当該交付を受けた者から、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。